

「ホワイト物流」推進運動

持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

企業・組合名	役職	氏名	所在地	主たる事業	ホームページ
東洋製罐株式会社	代表取締役社長	本多 正憲	東京都	製造業	https://www.toyo-seikan.co.jp

当社は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、以下のように取り組むことを宣言します。

最終更新:	2022/2/10
-------	-----------

(取組方針)

・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組みます。

(法令遵守への配慮)

・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

(契約内容の明確化・遵守)

・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

No.	分類番号	取組項目	取組内容
1	A ①	物流の改善提案と協力	取引先や物流事業者からの物流における環境改善のニーズに対して、真摯に協議に応じると共に自らも積極的に提案します。
2	A ⑦	運転以外の作業部分の分離	物流事業者から運転業務と運転以外の附帯作業の分離について相談があった場合は、真摯に協議に応じます。納品先荷下ろし時の作業部分の分離を積極的に推進します。
3	A ⑭	船舶や鉄道へのモーダルシフト	長距離輸送について、トラックからRORO船や鉄道の利用への転換を行います。この際に運送内容や費用負担についても必要な見直しを行います。
4	D ①	荷役作業時の安全対策	荷役作業を行う場合には、労働災害の発生を防止するため、安全な作業手順の明示、安全通路の確保、足場の設置等の対策を講じると共に、事故が発生した場合の損害賠償責任の明確化を図ります。
5	D ②	異常気象時等の運行の中止・中断等	台風・豪雨・豪雪等の異常気象が発生した際やその発生が見込まれる際には、無理な運送依頼を行いません。また、運転者の安全を確保するため、運行の中止・中断等が必要と物流事業者が判断した場合は、その判断を尊重し、荷主として納品先と調整を行います。
6	F ①	業務の標準化	物流会社と業務の標準化を行い、物流領域の効率化を進めます。
7	F ②	在庫配置の適正化	長距離輸送削減、輸送効率向上、着時間制約緩和のため、納品先近郊に在庫を配置するハブ倉庫の活用を推進します。

PR欄	荷主と物流事業者協業による、安全のための環境改善やクレーム・トラブル削減を目的とした物流品質向上活動を実施しています。
-----	---